

令和 7 年

上尾市教育委員会 8 月定例会 議案

## 議 案 名

議案第 4 1 号	上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定について -----	1
議案第 4 2 号	公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について -----	2
議案第 4 3 号	令和 6 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について -----	7
議案第 4 4 号	財産の取得に係る意見の申出について -----	8

議案第 4 1 号

上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定について  
上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針を下記のように改定する。

令和 7 年 8 月 2 0 日 提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」のとおり

提案理由

現行の上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針が、令和 7 年 8 月 3 1 日をもって期間満了を迎えるため、上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針を改定したいので、この案を提出する。

議案第 4 2 号

公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について  
公文書非公開決定処分に係る審査請求について、別紙のとおり裁決する。

令和 7 年 8 月 2 0 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

提案理由

公文書非公開決定処分に係る審査請求について、認容し、当該処分を取り消す裁決をしたいので、この案を提出する。

裁 決 書

審査請求人

住所 \* \* \* \* \*

氏名 \* \* \* \* \*

処 分 庁 上尾市教育委員会

審査請求人が令和7年2月7日に提起した審査請求人に対する令和7年1月8日付け上教セ第895号及び同月9日付け上教指第2173号の公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和6年12月26日付けで、処分庁が令和6年12月24日に公表したいじめ重大事態調査報告書（以下「いじめ重大事態報告書」という。）8ページ記載の「教育センターと連携して、Aに対する教育相談を定期的に行い、Aの心理的不安を把握する。そして、Aに寄り添いながら、その解決や解消を図っていく。」このことが定期的に行われていたことがわかる文書（以下「本件対象文書1」という。）を公開請求した。
- 2 審査請求人は、条例第6条第1項の規定に基づき、令和6年12月26日付けで、いじめ防止対策推進法第24条に基づいて、教育委員会がいじめの対応について学校に必要な支援をし、必要な措置を講ずることを指示し、自ら必要な調査を行ったことがわかる文書（以下「本件対象文書2」という。）を公開請求した。
- 3 処分庁は本件対象文書1について、条例第11条第3項の規定に基づ

き、令和7年1月8日付け上教セ第895号において、個人のプライバシーを害する恐れがある情報であることを理由として本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

4 処分庁は本件対象文書2について、条例第11条第3項の規定に基づき、令和7年1月9日付け上教指第2173号において、個人のプライバシーを害する恐れがある情報であることを理由として本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

5 審査請求人は、令和7年2月7日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を取り消し、請求した本件対象文書等に関し一部公開決定の処分をするよう審査庁に対して本件審査請求を提起した。

## 第2 審理関係人の主張

### 1 審査請求人の主張

(1) 本件対象文書1について、本件処分の理由として特定の個人を識別できるためとしているが、教育相談を行った日時、場所、対応職員名、対応内容等、個人を特定できない開示ができる部分は多数存在する。よって、本件処分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第6条に明らかに違反している。

(2) 本件対象文書2について、教育委員会が支援、指示、調査を行った日時、場所、職員名、内容等、個人を特定できない開示ができる部分は多数存在し、本件処分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第6条に明らかに違反している。

### 2 処分庁の主張

(1) 本件対象文書1について、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別できるとして、本件処分を行ったが、個人のプライバシーを害さない範囲で、その一部を公開することができることを認める。

(2) 本件対象文書2について、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別できるとして、本件処分を行ったが、

個人のプライバシーを害さない範囲で、その一部を公開することができることを認める。

### 第3 理由

本件対象文書1及び本件対象文書2について、個人のプライバシーを害さない範囲で公開できる文書を保有していたにもかかわらず、本件処分を行ったことは過誤であると認められるため、審査請求人の主張には理由がある。

### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件対象文書等に係る公開請求については、その一部を公開する旨の処分をすることとする。

令和7年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

### 教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【7 ページ・8 ページ 非公開】